

(別記)

(公表様式3)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

(保育所版)

評価機関

名 称	NPO法人だれにも音楽祭
所在地	上益城郡益城町福富822番地
評価実施期間	H25年5月1日～H25年10月31日
評価調査者番号	第08-023号
	第10-009号
	第10-010号

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 城山保育園	種別：保育所
代表者氏名： (管理者) 園長 豊田 亮	開設年月日： 昭和49年5月1日
設置主体：社会福祉法人 城山福祉会 経営主体：社会福祉法人 城山福祉会	定員：180名 (利用人数) 197名
所在地：〒860-0068 熊本市西区上代6-9-1	
連絡先電話番号：096 - 329 - 2323	F A X 番号：096 - 329 - 5077
ホームページアドレス	http://www.jyozan-n.com

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
乳児保育(産休明けから)・延長保育・障がい児保育・地域活動事業・園庭開放・一時保育(自主事業)	仲良しの集い(新入園児歓迎会)・子どもの日まつり会・お見知り遠足・健康診断・動物園見学・歯科検診・プール開き・保育参観週間・博物館見学・夏祭り・お泊まり会・父親保育・運動会・保育参観週間・ハロウィン会・芋掘り遠足・おたのしみ会・クリスマス会・もちつき・ふれあい会・節分会・記念写真撮影・小学校見学・ひな祭り会・成長展・お別れ遠足・お別れ会・卒園式
居室概要	居室以外の施設設備の概要
鉄筋コンクリート3F建て 保育室 遊戯室 乳児室 沐浴室 調理室 職員室 休憩室 相談室 シャワー室 一時保育室 ランチスペース等	園庭 砂場 鉄棒 築山 送迎用駐車場 倉庫

職員の配置						
	職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
	園長	1		保育士	24	4
	副園長	1		幼稚園教諭	19	4
	主任保育士	1		看護師	1	
	保育士	22	4	栄養士	2	
	看護師	1		調理師	3	
	栄養士	2		社会福祉主事	1	
	調理師	2		子ども環境管理士1級	1	
	合 計	30	4	合 計	51	8

資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 評価結果総評

特に評価の高い点

城山保育園は、熊本駅から熊本新港方向へ3キロほどのところにあり、正面に雲仙、北方向に金峰山、南方向には白川を挟んでアクアドームがあります。園舎は住宅の連なりからは少し離れ、野菜栽培の田園の中にあります。3・4歳児が午睡する3階では耳元でヒバリがさえずり、空中に浮かんでいるような不思議な感覚に捉われます。

幼児期は「子どもの意志を育てる」という園の確たる方針があり、子どもの発達過程を大切に「見守る保育」を主としています。保育士がおもちゃ等を提供するのではなく、子どもが好きな活動を選択出来るよう保育室には様々なゾーン（コーナー）を設けてあります。生活ステージと保育スペースは各ゾーンで分けられ、遊ぶ、食べる、寝る、のそれぞれの空間を独立させてあり、子どもの活動が強制的に中断されないよう取り組まれています。3・4・5歳児の異年齢児との関わりは、集団という社会の一員としての自覚を持ち自立していくよう取り組まれています。チーム保育を主体とする職員同士の関わりが大切にされています。子どもへの言葉かけは、決して荒げることなく、やさしく、なるべく内心を吐露しやすいように問いかけられています。

食事は食べたい量や、テーブルに着く時間を自分で決めることが出来、気の合った子ども同士同じテーブルに着くことが出来ます。食事をこぼした場合には、子ども自身が自身の判断できれいにしています。

園庭は十分な広さがあり、手足を使ってたくさん遊ぶことが出来ます。田園をめぐる散歩は、まわりの世界を豊かに感じ取る事が出来る環境にあります。

保育課程は、全職員の協力体制のもとに策定されています。指導計画は保育課程に準拠しアセスメント結果を反映した年間及び月間の長期計画と、週案の短期計画により構成されています。

指導計画の策定については、各組の担当保育士が原案を作成し、発達段階別に三つに区分された生活のステージごとの計画を、担当保育士や関係職員及び主任保育士との協議を経て園長が承認する体制が整備されています。保育内容については通常保育、延長保育、障がい児保育及び発達段階ごとに区分された異年齢保育があります。個別の発達過程を大切にする「見守る保育」が保育方針として掲げられ、一人ひとりの子どもの特性に配慮し、自発的な遊びを通して自主性を育てる保育を目標としています。また保護者とも園独自に作成した連絡ノートなどの活用により、緊密に連携して具体的なねらいが達成できるように工夫されています。

見直しにあたっては、保育実践の記録をもとに評価・見直しを毎月実施しています。見直しは担当保育士が記述した保育実践のねらいや援助内容及び配慮事項を評価し、主任保育士と園長を含めて協議のうえ決定する手順で実施されています。また必要に応じて関係職員や園独自に作成した連絡ノートにより保護者の意向を把握しています。計画の策定から見直しに至るPDCAサイクルを継続して、毎日の朝礼や毎月の職員会議で相互の連携と情報の共有を図っています。

改善を求められる点

・客観的な人事考課が策定され、人事考課の結果から研修計画や人事管理が実施される事が期待されます。

・各マニュアルはスタッフルームのみの設置で、トイレや沐浴室、調乳室をはじめ保育室等に清掃や消毒の手順や、感染症などの発生時の対処法等の掲示はありません。特にSIDSに関する知識の周知徹底が図られること等は、保育手法と競合しない範囲で望まれます。

・保育の記録に関する情報には、保護すべき個人情報が多く含まれています。大量に蓄積された電子データを含めた文書管理については、個人情報を外部に流出させない管理体制が必要です。このため文書類を定期的に管理する「文書管理規定」を職員参画により策定し、文書管理体制の整備と充実を図られるよう期待します。

・年々増大する保育事務に対処するためパソコンによる情報処理システムを導入して十年を経過していますが、この間に大量のデータが蓄積されており、個人情報である個別発達記録の適切な管理が重要と思われれます。このため年度当初のデータ更新時において、職員の個人情報保護の意識の向上と徹底を図り、システム運用上の具体的な禁止事項等を規定した「関係細則の整備」を期待します。

・平成15年の保育士の法定資格化の際、保護者支援が業務の一つとして位置づけられ、保護者と園の信頼関係構築こそが、「子どもの育ちを共有し、共同責任を果たす」ことにつながると思われれます。

・しかしながら、入園に際しては「行政の振り分け」という側面があり、待機児童が多

く存在する中では入園すること自体が優先されがちです。それ故に「子どもの意志を育てる」という独自の保育方針に関する説明責任が、なお一層、粘り強く求められます。「見守る」保育という言葉自体には「不作為」というふうにみられがちですが、「援助や指導」が行われているという他方の面が、ややもすると社会の眼からも見落とされがちです。

・介護の世界（ディサービス）では、一日の活動や食事の内容の選択を利用者本人に任せ、環境もあえて「バリアフリーにしない介護」により、介護度の改善向上にデータ上も成果を上げている例が知られていますが、保育の場合にも「見守る保育」の優れる点をデータとして社会に提示できることが望ましいと思われれます。その観点から、追跡調査の一環・基礎調査としての「学童保育」の導入も検討されても良いのではと考えられます。

・就業状況では休暇関係はデータ上取得されていますが、なお一層の取得が要望されています。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H25.11.13) 第三者評価を受けるにあたって、普段保育への取り組みや保育に対する思い等を見て頂きたいという事で、特に何かをするという事はありませんでした。

結果、保護者へのアンケートを見てみても、私達が取り組んでいることが少しずつ理解できているのではないかと感じ、また、職員も理念をしっかりと理解して保育を行ってくれていると感じ嬉しく思いました。しかし、まだ、保護者への説明不足の点もいくつかあり、反省する所もありました。もう少し、工夫することがあるのではないかと感じました。また、これから保育の質の確保の為にマニュアル等をもう1度見直していかなければいけないことも感じました。

これからも、こどもを主語におき「子どもを信じる」ことを心がけ、これからの為に「人生の基礎づくりのお手伝い」ができるように努力していこうと思います。

今回、いろいろな事を考える事が出来ました。このような機会を頂き、ありがとうございました。

(H . . .)

(H . . .)

4 評価分類別評価内容

評価対象	
1 理念・基本方針	保育理念として「子どもを信じ、人生の基礎づくりのお手伝い」を掲げられ、その理念に基づき、子ども一人ひとりの特性に応じた、自立と自律を促し、自発的な遊びを通じて主体性を育てるという保育を、子供同士の関わりや保護者との協力をはじめ職員との関わりを大切にして実践されています。

	<p>それは、理念や保育方針に掲げられた「関わり」という点において、子ども同士の発達過程を大切にする「見守る保育」を主体として、生活ステージと園舎の特徴である保育スペースが各ゾーンで分けられ、異年齢児との関わり、チーム保育を主体とする職員同士の関わりが大切にされています。</p> <p>また、理念や基本方針は保育スペースへの掲示や園のパンフレット・ホームページへも掲載され、さらに入園時の個別面談や父親会等で園の特徴とともに説明がなされるなど保護者への周知に努められています。</p>
2 計画の策定	<p>理念や基本方針に則ったビジョン（保育目標）が明確にされています。</p> <p>中・長期計画では長期的な事業を取り巻く環境や地域の状況を踏まえて、保育内容・人材育成・設備整備計画・収支計画等に別けて記載されています。</p> <p>事業計画では、事業年度毎の運営方針から職務分担表・給食・安全管理・保健衛生・地域連携・法人運営に細分化され、年間行事計画へと反映されています。</p> <p>園のビジョン（保育目標）は入園時の個別面談や父親会、さらにクラス別の説明会において保護者への周知に努められています。</p> <p>今後は、事業計画の策定時に職員が積極的に参加し、自らの意見を述べる機会を設けて、事業計画が組織的に策定されることが期待されます。</p>
3 管理者の責任とリーダーシップ	<p>管理者は毎年度の事業計画の中において職務分担表として自らの役割と責任を職員に表明するとともに有事（災害・事故）における役割と責任についても緊急連絡手順等で明確にされています。</p> <p>法令順守の観点では、子どもの安全に関わる交通や防災において各担当者を決めて訓練計画を作成し訓練を実施されています。</p> <p>また職員と誓約書を取り交わすなど個人情報の保護やプライバシーの保護の配慮へも取り組まれています。</p> <p>管理者のリーダーシップが発揮されている点では、園の特徴でもある「見守る保育」の全国グループに参加され、積極的に研修会への参加を推奨するとともに、各職員が毎月自己評価を行うなど質の向上に対して意欲的な取り組みがなされています。さらに</p>

	園の毎日の様子を管理者自らもインターネット上のブログを作成するなど園の活動や子どもの様子を公開する取り組みが行われています。
評価対象 1 経営状況の把握	<p>管理者は熊本県社会福祉協議会の会議や、城山校区社会福祉協議会や城山校区子育て支援ネットワーク研修会に積極的に参加し、地域の状況や子育て環境の把握に努められ、その内容は毎朝の朝礼や、職員会議等で説明がなされ職員への周知に努められています。</p> <p>経営状況の分析や改善すべき課題の発見に関しては、外部の会計事務所へ監査を依頼し、会計士との話し合いがなされています。</p>
2 人材の確保・養成	<p>人員体制としては正規職員・常勤職員・非常勤職員による職員構成とし、子どもとの関わりを大切にする考え方から、チーム保育を推進する上で、チームのリーダーを決めずにお互いが情報を共有できる申し送りを重視する取り組みが行われています。今後はさらに、職員自らが自身の将来像やキャリアアップを目標として計画を立てられるような人事管理制度の構築が求められます。</p> <p>また、園が目指す保育を実現する為の職員像は「見守る保育」が基本となっており、役割に応じた自己評価が実施されています。今後はさらに、客観性・公平性を確保した人事考課が実施され「見守る保育」の保育内容を基準とした人事考課の結果から職員への個人面談によるフィードバックや研修計画・人事管理が実施される事が期待されます。</p> <p>職員の就業状況の把握では、時間外勤務は時間外勤務命令簿が整備され、個人の月単位の時間外勤務は低く抑えられています。有休取得に関しては、各人の有休取得状況が掲示されており、誰もが全体の状況を把握して有休を申請する為に、業務に支障が出ないような配慮がなされています。</p> <p>福利厚生事業では、職員から福利厚生委員が選出され、健康診断、忘年会やイベント開催時の食費補助など福利厚生に関わる取り組みが話し合われています。今後はさらに福利厚生センター等の福利厚生事業への加入が期待されます。</p> <p>職員の質の向上に向けた取り組みでは、園内研修の年間計画が毎年作成され、月に一回程度の頻度で、リズム、発達心理、保健衛生、危機管理、障がい児保育に関わる研修が開催されています。また園外研修ではマナー、乳児保育、人権等の研修に年間20回程度参加し、研修後は復命書に綴られて、回覧するなど職員間に知識を共有する取り組みがなされています。</p>

	<p>今後は、個別の職員の自己目標や人事考課結果等をもとにした個人研修計画が策定され、評価・見直しが行われることが期待されます。</p> <p>また実習生受け入れに関しても、積極的な受け入れはなされていますが、今後は受け入れに関するマニュアルが整備されることが期待されます。</p>
3 安全管理	<p>緊急時における子どもの安全確保に関する体制は明確にされています。</p> <p>事故や感染症発生時に対処する為のマニュアル類は整備されており、誰もがいつでも閲覧できるようにスタッフルームに常備されています。さらに防犯カメラが園内8箇所に死角を無くすように設置され、保護者による子どもの送迎児にも入口の開閉は外部からのインタホンで確認されチェックする体制がとられています。</p> <p>また、災害に関しては、災害訓練年間計画表が作成され、マニュアルも整備されており、関連機関と連携した地震、水害、交通安全、火災時の訓練が行われています。今後はさらに災害時を想定した食料品等の備蓄がなされることが期待されます。</p> <p>園内におけるけがや病気は事故報告として記載され、毎朝の朝礼時に職員間へ周知されています。さらに事故を未然に防ぐ為の遊具安全点検表の作成やヒヤリハット報告の取り組みがなされており、事故に対する意識が高いことが文書の記録からも見て取れます。</p> <p>今後はヒヤリハット報告の意義を職員が理解し、さらに子どもの安全回避の為の取り組みとして、ヒヤリハット報告書が蓄積されていくことが期待されます。</p>
4 地域との交流と連携	<p>利用者と地域との関わりでは、城山校区社会福祉協議会、熊本西高、三和中学、城山小学校、城山幼稚園、西4地域包括支援センター等と城山地域子育て支援ネットワーク活動に取り組んでいます。</p> <p>また、地域の民生委員、児童委員、自治会、主任児童委員、医療機関とともに、こんにちは赤ちゃん事業、子育てサークル、子育て生活応援マップ作成、校区安全マップ作成、子育て講演会開催等の数多くの地域事業に積極的に参加し地域における子育て支援拠点としての役割を果たす取り組みが積極的に行われています。</p>

	<p>今後は、子どもと地域との交流を広げるという観点からも、地域行事へ保護者会としての積極的な参加が大いに期待されます。</p> <p>ボランティアの受け入れに関して、今後はボランティア受け入れの基本姿勢を明確にするなどマニュアルの整備がなされることが期待されます。</p> <p>また、一時預かり事業、火曜日・水曜日の園庭開放も実施されており、今後は学童保育事業の実施等も検討されていることから、地域における、子どもを取り巻く環境に応じた保育がさらに実現されることが期待されます。</p>
<p>評価対象</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>子どもを尊重した保育については、保育課程の中で理念と目標により基本姿勢を明示しています。組織内での共通理解の取組として毎日の朝礼、毎月の職員会議や研修報告等により取組の徹底を図っています。保育方針である「見守る保育」により、子どもの発達過程を踏まえて、個性に応じた自発的な活動により主体性を育み、互いを尊重する保育を実践しています。指導計画は、個別の情報管理システムを導入し、関係職員による定期的な評価と見直しが実施されています。</p> <p>利用者のプライバシー保護については、個人情報保護規定が整備されています。職員の秘密保持や基本的人権の知識については、採用時に説明し誓約書が徴取されています。また職員会議での研修報告や朝礼で周知し、保育の実践ではプライバシー保護に関する留意事項が守られています。パソコンによる情報処理システムを導入して十年を経過し大量のデータが蓄積されており、個人情報である個別発達記録の適切な管理が重要です。このためシステム使用契約更新時に当事者による情報保護システムの再確認と、年度当初のデータ更新時における職員の個人情報保護の意識の向上と徹底を図り、システム運用上の具体的な禁止事項等を規定した関係細則の整備を期待します。</p> <p>利用者満足の向上については、保護者の意向は入園時に個別面談で把握しています。ホームページと園独自に作成した毎日の連絡ノートや、年齢別に三区別して生活ステージごとに編集された冊子を月一回園だよりとして発行し、保育の実施状況を情報提供して相互の理解を深めています。また保護者の都合に応じて参観できる保育参観週間を年三回設定して意向把握に努めています。把握した結果については、担当保育士と主任保育士の協議を通じて園長の承認を得て、職員会議で分析・検討し課題を共有する体制がとられています。</p>

	<p>利用者の相談や意見に対しては、年度当初の保護者説明会での入園のしおりにより取組みを明示しています。また日常的にホームページや園だよりで周知を図っています。保護者には複数の相談方法や相談相手を示し、園舎内に意見箱を設置し、相談室を設け対応しています。日頃から連絡ノートなどを活用し、保護者と職員の相互の信頼関係を大切にして誰にでも相談できる体制をとっています。</p> <p>苦情解決の仕組みとして規定を策定し、受付担当者と解決責任者を配置し、第三者委員会を設置しています。保護者と職員の相互理解を図るためホームページや園だよりで仕組みの周知を徹底しています。園舎内には意見箱を配置し併せて苦情解決規定の説明書を掲示して、情報を提供し保育の質の向上に向けて改善課題に取り組んでいます。</p> <p>保護者からの意見提案については、年度当初の保護者説明会での入園のしおりや園だよりにより姿勢を明示しています。苦情受付の記録と報告の手順、検討や対応の方法などを規定した苦情解決規定を準用し、保護者には園だより等で周知するよう努めています。意見や提案の対応については職員会議で検討し、結果についてはホームページや園だよりで保護者にフィードバックしています。苦情までに至らない意見や提案に対しての対応マニュアルを整備されることを期待します。</p>
<p>2 サービスの質の確保</p>	<p>質の向上に向けた保育実践についてのP D C Aのサイクルは、継続して実施され日常的に取り組み、自己評価は、定期的に評価する体制が整備されています。</p> <p>サービスの質の確保のためには、保育実践以外の管理運営部門にあたる組織体制、施設設備、職員管理などの評価も併せて定期的な評価を行う体制整備を期待します。</p> <p>全職員参画による管理運営部門の項目を含めた定期的な自己評価は、施設全体の課題の明確化や改善実施計画の基礎となる資料です。すでに体制を整備され実施されている個々の保育実践の自己評価と併せて管理運営部門も実施し、改善実施計画を職員参画のもと策定されることを期待します。</p> <p>保育サービスの標準的な実施方法は、保育課程に示されている理念や目標及び基本方針に基づき作成されています。長期の年間指導計画や月間指導計画には、個々の特性に応じて自発的な活動を促し、遊びを通して主体性と他者を思いやる心を育む「見守る保育」における、個別の具体的な保育場面ごとの配慮事項などを示した保育実施の方法が文書化されています。実施については、朝礼や職員会議で周知し、日誌、月間計画、年間計画を決裁区分</p>

	<p>に応じて確認する仕組みがあります。</p> <p>指導計画は、保育課程に照らして担当保育士による保育場面ごとの実施状況の評価と、主任保育士及び園長の三者による定期的な検証により見直され、園長の決裁を得ています。虐待などの特別な事案については随時に、関係職員や関係機関とケース会議を開催し、必要に応じて保護者と面談する等の対策がとられています。見直された事項は、指導計画に反映し朝礼や職員会議で個人情報保護に配慮して情報の共有が図られています。</p> <p>子どもの個別発達記録や、保育の実施記録は基本的情報であり、なかでも健康管理や安全管理に関する記録は指導計画の重要項目となるものです。指導計画の作成から、目標達成のために保育サービスがどのように展開され、その経過と達成状況が具体的に記録されています。サービス実施状況の記録は、情報処理システムにより統一した要領により記録されています。記述にかかる事務負担を軽減し情報共有の迅速化を図るために、積極的に事務のOA化を推進しています。</p> <p>保育の記録に関する情報には、保護すべき個人情報が多く含まれています。大量に蓄積された電子データを含めた文書管理については、個人情報を外部に流出させない管理体制が必要と思われます。このため個人情報保護規定と関連し、文書類を定期的に管理する文書管理規定を職員参画により策定し、文書管理体制の整備と充実を期待します。</p> <p>指導計画は、入所時のアセスメント実施から策定に至る一連の手順により、担当保育士の原案を主任保育士と副園長や関係職員で協議し、情報の共有化を図り園長の承認を得て決定されています。指導計画に基づく保育サービスの実施状況は、情報管理システムに記録され、情報は迅速に関係職員間で共有化されています。ケース会議と職員会議は定期的開催されさらに情報の周知を図られています。</p>
--	---

<p>3 サービスの開始 継続</p>	<p>サービス選択時の情報提供については、ホームページの公開、パンフレット、入園のしおりを作成して保育理念をはじめとした保育の内容をわかりやすく紹介した情報を積極的に提供しています。入園説明時には、保育課程により理念、目標、方針や実施している「見守る保育」の保育方法や一般的な通園にかかる料金等をわかりやすく説明して保護者の同意を得ていますが、さらに書面として管理保存されるように期待します。</p> <p>退園や家庭保育への移行については、担当保育士と主任保育士で対応しています。保育サービスの継続性の配慮については、変更後</p>
-------------------------	---

	<p>の相談窓口を伝えていますが、引継ぎや申送りの手順書は定めていません。保育サービスの継続性を確保するための支援策として、一定様式による引継ぎの手順書を作成されることを期待します。</p>
<p>4 サービス実施 計画の策定</p>	<p>アセスメントは、子どもの年齢ごとに身体や生活状況と併せて保護者の家庭状況を標準化した調査票で作成し、必要とする具体的支援を明らかにし特別の希望や意向についても把握しています。</p> <p>作成の手順については、保護者への担当保育士2人による説明と聴取をした後に主任保育士と関係職員の合議を経て、園長による内容確認が行われ、見直しについても同様に実施されています。また虐待等による特別の事案については市役所担当部署や児童相談所及び関係機関と連携し協議しています。</p> <p>保育課程は、全職員の協力体制のもとに策定されています。指導計画は保育課程に準拠しアセスメント結果を反映した年間及び月間の長期計画と、週案の短期計画により構成されています。</p> <p>指導計画の策定にあたっては、各組の担当保育士が原案を作成し、発達段階別に三つに区分された生活のステージごとの計画を、担当保育士や関係職員及び主任保育士との協議を経て園長が決裁する体制が整備されています。保育内容については通常保育、延長保育、障がい児保育及び発達段階ごとに区分された異年齢保育があります。個別の発達過程を大切に「見守る保育」が保育方針として掲げられ、一人ひとりの子どもの特性に配慮し、自発的な遊びを通して自主性を育てる保育を目標としています。また保護者とも園独自に作成した連絡ノートなどを活用して緊密に連携し、具体的なねらいが達成できるように工夫されています。</p> <p>指導計画の見直しについては、保育実践の記録をもとに評価・見直しを毎月実施しています。見直しは担当保育士が記述した保育実践のねらいや援助内容及び配慮事項を評価し、主任保育士と園長を含めて協議のうえ決定して、計画策定時と同じ手順で実施されています。また必要に応じて関係職員や園独自に作成した連絡ノートにより保護者の意向を把握しています。計画の策定から見直しに至るPDCAサイクルを継続して、毎日の朝礼や毎月の職員会議に諮り職員相互の連携と情報の共有が図られています。</p>
<p>評価対象 A - 1 保育所保育の基本</p>	<p>保育課程は方針や目標に基づいて編成されていますが、職員の参画や、定期的な見直しはされていないとのことで、今後の取り組みが期待されます。見守る保育の支援ソフトを利用し、保育計画や、目標、経過記録等が作成されています。</p> <p>乳児保育については、広々とした部屋を活動範囲に応じて仕切り、0・1歳児がお互いの様子を感じながら落ち着いて過ごせるよう</p>

に工夫されています。食事のスペースは給食室から直接食べている様子が見えるようになっており、それぞれの発達段階に応じた食事の提供もされています。0歳児が27名、1歳児が33名を職員15名が職務の分担を交代ですること、全員を把握するようにされており、様々な連絡事項も伝達もれが無いよう申し送りにも工夫が見られました。午睡時には、子どもの状態を5分おきにチェックされていますが、SIDSに関する知識の周知徹底はされていないとの事で、マニュアルの作成も含めた早急の対策をされる事が望まれます。

1・2歳児の保育については、発達スピードに個人差が大きいこともあり2歳児単独のクラス編成がされています。保育室に区切りを設けず、以上児の食事を含めた活動の様子を間近に見ながら過ごせるよう工夫されています。各部屋、遊具、トイレ等の清掃消毒方法や、感染症発生時の対応方法等のマニュアル等の掲示物は無く緊急時に誰もが対応出来るようにするためにも、何らかの対策を講じられることが望まれます。1・2歳児の排泄後に使用されているお着替え用の椅子に関しても、衛生管理、感染症予防の観点から消毒方法や椅子の材質の検討が望まれます。

3・4・5歳児は、たて割りで2グループに分かれ日々の活動が行われています。子ども達がそれぞれに遊びを選択出来るよう様々なゾーン(コーナー)を設けてあり、異年齢の子ども達が自然な形で接しながら遊びに没頭している様子が伺えました。食事は専用のスペースでセミバイキング方式となっており、遊びの区切りがついた人から、トレイを持ち自分で食べる量を決めて配膳してもらい好きなテーブルで食べるスタイルで、子ども達が嬉しそうに順番を待ち、会話を楽しみながら食事をしている様子が伺えました。お代りも出来るように準備されていました。

小学校との連携については、幼保小中連携の研修会に参加され、小学校からの教員による保育の見学等が行われています。また就学前に全員の個人面談を行い、入学に関する保護者に対しての配慮もされています。

入園時には全員と個人面談を行い、子どもの成育歴や家庭状況の把握に努めています。

築2年目の新しい園舎で、各部屋には観葉植物が置かれ、子ども達が落ち着くよう天蓋を張り、天井を低くする等の工夫がされています。午睡には通気性の良いベッドが準備されており、保護者

	<p>の布団持ち帰りの負担軽減にも配慮されています。毎日2回気温湿度を計測し、空調、空気清浄機や、加湿器も必要に応じて使用されています。</p> <p>日常的に異年齢保育を取り入れ、子ども同士の関わりの中から自然に社会的ルールが身に着くよう取り組みが行われています。施設面では、手すりやバリアフリー対策が取られており、エレベーターも完備されています。</p> <p>保育士の自己評価は環境評価表によって毎月行われています。</p>
<p>A - 2 子どもの生活と発達</p>	<p>見守る保育の「保育支援ソフト」を利用し、指導計画をはじめ援助内容や保育のカルテを作成し、更に0・1歳児は手書きの個人計画が作成されています。</p> <p>障がい児のための環境が整備されています。子どもの必要に応じて療育にも参加され、また保健センター等関係機関との連携も取られています。</p> <p>延長保育に関しては、おやつを提供がされています。また保護者に伝えなければならない事項は、誰が見ても解るよう引き継ぎ、申し送り書が作成され伝達漏れが無いよう努めています。</p> <p>健康管理に関するマニュアルが作成され、保健計画のもと、月に1度保健だよりの発行もされています。</p> <p>食育の取り組みに関しては、保育計画に位置付けられています。献立には季節のメニューや郷土料理も取り入れてあります。調理担当者は交代で毎日子どもと給食をとり、喫食状況の把握に努めています。2階の以上児の部屋から給食を作っている様子が見える構造になっており、子ども達が調理の光景を笑顔でのぞきこんでいる様子が見受けられました。</p> <p>健診結果は、連絡ノートで伝えています。</p> <p>アレルギーに関しては、医師との連携の上、担任、事務室、調理士の連携の基、除去食の提供もされています。</p> <p>衛生管理、食中毒に関するマニュアルが整備され、定期的に見直しもされています。</p>
<p>A - 3 保護者に対する支援</p>	<p>年に1度調査票に記入してもらい、家庭での喫食状況の把握に努めています。月に1度の献立表とチューボーだよりの配布に加え、毎日園の玄関に、給食とおやつサンプルを掲示し、レシピ</p>

	<p>の配布も行われています。</p> <p>日々の送迎時の会話や、0, 1, 2歳児は毎日、以上児は必要に応じての連絡帳でのやり取りの他、掲示板にその日の活動の様子を記載し保護者との情報交換に努めています。</p> <p>保護者説明会や、父親保育等で保護者との共通理解の機会を設けてあります。</p> <p>保護者組織の活動はされていません。</p> <p>虐待に関するマニュアルは整備されており、研修会等に参加し、職員会議や資料回覧等で周知されています。児童相談所等の関係機関との連携もとられています。</p>
--	---

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人		
	家族・保護者	140	
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

評価細目の第三者評価結果 【 保育所版 】

評価対象 福祉サービスの基本方針と組織

- 1 理念・基本方針

		第三者評価結果
- 1 - (1) 理念、基本方針が確立されている。		
	- 1 - (1) - 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
	- 1 - (1) - 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
- 1 - (2) 理念、基本方針が周知されている。		
	- 1 - (2) - 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
	- 1 - (2) - 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

- 2 事業計画の策定

		第三者評価結果
- 2 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	- 2 - (1) - 中・長期計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
	- 2 - (1) - 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
- 2 - (2) 事業計画が適切に策定されている。		
	- 2 - (2) - 事業計画の策定が組織的に行われている。	a・Ⓑ・c
	- 2 - (2) - 事業計画が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
	- 2 - (2) - 事業計画が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

- 3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
- 3 - (1) 管理者の責任が明確にされている。		
	- 3 - (1) - 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
	- 3 - (1) - 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
- 3 - (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	- 3 - (2) - 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
	- 3 - (2) - 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c

評価対象 組織の運営管理

- 1 経営状況の把握

		第三者評価結果
- 1 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	- 1 - (1) - 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
	- 1 - (1) - 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	- 1 - (1) - 外部監査が実施されている。	Ⓐ・b・c

- 2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
- 2 - (1) 人事管理の体制が整備されている。		
	- 2 - (1) - 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・Ⓑ・c
	- 2 - (1) - 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・Ⓑ・c

- 2 - (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	- 2 - (2) - 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	Ⓐ・b・c
	- 2 - (2) - 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a・Ⓑ・c
- 2 - (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	- 2 - (3) - 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	Ⓐ・b・c
	- 2 - (3) - 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・Ⓑ・c
	- 2 - (3) - 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・Ⓑ・c
- 2 - (4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
	- 2 - (4) - 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・Ⓑ・c

- 3 安全管理

		第三者評価結果
- 3 - (1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	- 3 - (1) - 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
	- 3 - (1) - 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	- 3 - (1) - 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	Ⓐ・b・c

- 4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
- 4 - (1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	- 4 - (1) - 利用者地域との関わりを大切にしている。	a・Ⓑ・c
	- 4 - (1) - 事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
	- 4 - (1) - ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a・Ⓑ・c
- 4 - (2) 関係機関との連携が確保されている。		
	- 4 - (2) - 必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
	- 4 - (2) - 関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
- 4 - (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	- 4 - (3) - 地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
	- 4 - (3) - 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c

評価対象 適切な福祉サービスの実施

- 1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
- 1 - (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	- 1 - (1) - 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	- 1 - (1) - 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a・Ⓑ・c
- 1 - (2) 利用者満足の向上に務めている。		
	- 1 - (2) - 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組をおこなっている。	Ⓐ・b・c
- 1 - (3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	- 1 - (3) - 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
	- 1 - (3) - 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c
	- 1 - (3) - 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a・Ⓑ・c

- 2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
- 2 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	- 2 - (1) - サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・ b ・c
	- 2 - (1) - 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・ b ・c
- 2 - (2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	- 2 - (2) - 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a ・b・c
	- 2 - (2) - 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a ・b・c
- 2 - (3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	- 2 - (3) - 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a ・b・c
	- 2 - (3) - 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・ b ・c
	- 2 - (3) - 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a ・b・c

- 3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
- 3 - (1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	- 3 - (1) - 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a・ b ・c
	- 3 - (1) - サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a・ b ・c
- 3 - (2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	- 3 - (2) - 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・ b ・c

- 4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
- 4 - (1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	- 4 - (1) - 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a ・b・c
- 4 - (2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	- 4 - (2) - サービス実施計画を適切に策定している。	a ・b・c
	- 4 - (2) - 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a ・b・c

評価対象

A - 1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A - 1 - (1) 養護と教育の一体的展開		
	A - 1 - (1) - 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a・ b ・c
	A - 1 - (1) - 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・ b ・c
	A - 1 - (1) - 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・ b ・c
	A - 1 - (1) - 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a ・b・c
	A - 1 - (1) - 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a ・b・c
	A - 1 - (1) - 職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	a・ b ・c
	A - 1 - (1) - 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	a ・b・c

A - 1 - (2) 環境を通して行う保育		
	A - 1 - (2) - 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわれるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (2) - 施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
A - 1 - (3) 職員の資質向上		
	A - 1 - (3) - 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	Ⓐ・b・c

A - 2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A - 2 - (1) 生活と発達の連続性		
	A - 2 - (1) - 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・b・c
	A - 2 - (1) - 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
	A - 2 - (1) - 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c

A - 2 - (2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A - 2 - (2) -	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
A - 2 - (2) -	食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A - 2 - (2) -	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
A - 2 - (2) -	食育の取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
A - 2 - (2) -	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A - 2 - (3) 健康及び安全の実施体制		
A - 2 - (3) -	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
A - 2 - (3) -	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されている。	Ⓐ・b・c

A - 3 保護者に対する支援

		第三者評価結果
A - 3 - (1) 家庭との緊密な連携		
A - 3 - (1) -	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c
A - 3 - (1) -	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	Ⓐ・b・c
A - 3 - (1) -	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	Ⓐ・b・c
A - 3 - (1) -	保護者組織の活動に対する援助や意見交換を行っている。	a・b・Ⓒ
A - 3 - (1) -	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ・b・c

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準(評価対象 ~)	36	17	0
内容評価基準(評価対象A1~A3)	24	4	1
合計	60	21	1